

労働組合は前項に掲ぐるものの外組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進を目的となすことを得

第二條 労働組合を設立せんとする者は組合規約、理事の氏名及住所並主たる事務所々在の場所を具し之と行政官廳に届出つべし

労働組合は前項の届出ありたる時に設立せられたるものとす

第三條 労働組合の規約には左の事項を記載すべし

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、主たる事務所の所在地
- 四、法人たる組合に在りては法人たること

五、組合員の資格に関する規定

六、組合員の加入及脱退に関する規定

七、會議に関する規定

八、理事其他役員に関する規定

九、組合費其他會計に関する規定

組合規約、理事の氏名若しくは住所又は主たる事務所々在の場所に變更を生じたときは三週間内に之を行政官廳に届出アベシ

第四條 労働組合は其規約中に法人たることを定むるに因り之を法人と爲すことを得

第五條 労働組合は前條の規定に依り法人となりたるときは二週間内に主たる事務所の所在地に於て左の事項を登記することとを要す、登記前によりては法人